

応用物理学会九州支部「支部貢献賞」細則規定

1. 本規定は、支部貢献賞共通規定に則り、社団法人応用物理学会九州支部が支部会員に対して行う支部貢献賞の表彰に関する細則規定を定めたものである。
2. 本表彰は、本会九州支部活動を通じて応用物理学会の発展に顕著な貢献をなしたものに対して、「支部貢献賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。
3. 表彰対象者は、応用物理学会「支部貢献賞共通規定」の第3項、第5項に該当しなければならない。
4. 支部役員より選出された選考委員会が、上記候補者の中から受賞者を決定する。
5. 受賞者には支部長名の賞状および記念品を授与する。
6. 選考委員会は受賞者決定後すみやかに支部長に報告するとともに、該当者に通知する。支部長は授賞理由および選考委員名を付して理事会に報告し、和文機関誌への公示を依頼する。
7. 本規定は支部役員会の承認を経て改定することができる。
2) 本規定を改定した場合は、理事会に報告する。

付則 この細則規定は平成18年2月14日より施行する。

応用物理学会支部貢献賞共通規定

1. 本規定は、社団法人応用物理学会地方支部が、支部会員に対して行う支部貢献賞の表彰に関して共通事項を定めたものである。
2. 本表彰は、本会地方支部活動を通じて、応用物理学の発展に顕著な貢献をなしたものに対して、「支部貢献賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。
3. 第2項にいう顕著な貢献には、支部の運営、発展に寄与した顕著な貢献（支部活動に関する貢献）、学術活動を通じて地域産業の発展に寄与した顕著な貢献（地域産業の発展に関する貢献）、および、応用物理学に関する啓発・教育活動を通じて若手研究者の育成、青少年や一般人への啓発に寄与した顕著な貢献（教育・公益活動に関する貢献）を対象とすることができる。
4. 受賞者は、年最大3名以内とする。
5. 受賞者は、原則として当該功績をあげた応用物理学会会員個人（分科会A会員、相互協定を締結した外国学協会の会員を除く）とする。
6. 受賞者の決定は、各支部で行う。
7. 受賞者決定後、速やかに授賞理由および選考委員名を付して理事会に報告するとともに、該当者に通知し、かつ選考委員名とともに会誌に公示する。
8. 賞の授与は、支部長名で行う。
9. 本表彰にかかる費用は、支部予算内で賄う。
10. 各支部の定める支部貢献賞の細則規定は、理事会の承認を得るものとする。なお、細則規定を改訂した場合は、理事会に報告する。
11. 本規定は、応用物理学会理事会の議を経て変更することができる。

付則 この規定は平成17年11月17日から施行する。